

令和6年度
第2回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和6年7月5日（金）午後1時30分

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

(1) 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

(3) その他

3 その他

閉 会

令和6年度 第2回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和6年7月5日(金) 午後1時30分～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元岩手労働委員会 事務局長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス(株) 常務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	栗村 勝行	
	労働基準部	労働基準部長	加藤 大介
		賃金室長	境澤 淳
		賃金室長補佐	五十嵐 由佳子

審議会資料一覧

- 資料 1 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）
- 資料 2 令和5年岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望に対する取組
- 資料 3 最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明
(岩手地方最低賃金審議会あて 岩手弁護士会)

令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	5月下旬		運営小委員会 (必要であれば)	議事の公開等
6月7日(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	1日	実地視察	岩泉町、製造業	6月中旬	1日	実地視察	地域未定、業種未定
6月30日(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	13:30	②県最賃専門部会	金額審議	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	16:00	③県最賃専門部会	金額審議	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	13:30	④県最賃専門部会	金額審議 結 審	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	10:00	特別小委員会	特定最賃必要性審議	9月4日(水)	13:30	特別小委員会	特定最賃必要性審議等
				9月11日(水)	10:00	特別小委員会 (予備日)	特定最賃必要性審議等
8月24日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	9:00	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	13:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	9:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	13:30	③自動車	金額審議 結 審			③百貨店	金額審議 結 審
—	—	—	—			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
—	—	—	—			③自動車	金額審議 結 審
10月31日(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	(11月 日())	(10:00)	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	13:30	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	(11月 日())	(10:00)	第7回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	15:30～	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	(1月24日(金))	(15:30)	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
—	—	—	—	—	—	—	—
3月22日(金)	9:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	(3月21日(金))	(10:00)	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

令和5年岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望に対する取組

政府への要望事項

中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し、以下要望する。

- 1 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。

(厚生労働省)

- ・厚生労働省と中小企業庁の最新の支援施策をピックアップしたリーフレットを作成し、都道府県労働局から各団体等への周知

(岩手労働局)

- ・岩手県と岩手労働局の最新の支援策を一覧にした「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」を作成し、各団体等への周知

(他省庁)

- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業～よろず支援拠点の周知
(経済産業省、中小企業庁)

- 2 業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充、さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するため、周知徹底すること。

《業務改善助成金》

(令和5年8月)

- ・対象事業場の拡大（事業場内最賃と地域別最賃の差額30円→50円）
- ・賃金引上げ後の申請が可能（事業場規模50人未満の事業場）
- ・助成率区分を見直し（県最低賃金が相対的に低い地域の助成率の引上げ）

(令和5年12月)

- ・受付期間の延長

(岩手労働局)

- ・業務改善助成金の拡充について、各団体等に独自に作成したリーフレットによる周知広報の依頼（令和5年9月）
- ・原材料高騰、エネルギー費上昇などの経済的環境の変化等外的要因により特に業況が厳しいと思われる業種の事業主（卸・小売業、宿泊・飲食サービス

業、医療・福祉、製造業 約 1600) に直接送付 (令和 5 年 9 月)

・令和 5 年最低賃金に関する基礎調査の結果において、未満率の高い地域、業種の事業主 (県北、小規模 (1~9 人) の卸売・小売業 約 1000) に対して、業務改善助成金の受付期間延長のお知らせ通知文を直接送付 (令和 6 年 1 月)

3 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。

(令和 5 年 1 2 月)

- ・中小企業等事業再構築促進事業の最低賃金枠の要件見直し (経済産業省)
- ・ものづくり・商業・サービス補助金の省力化枠の上限額及び補助率の見直し (中小企業庁)
- ・賃上げ促進税制の強化 (経済産業省) (令和 6 年度税制改正) など

4 価格転嫁対策については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和 3 年 1 2 月) 等に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。

(内閣官房、公正取引委員会)

« 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について »

(令和 5 年 11 月 29 日)

発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を行動指針として取りまとめ

(厚生労働省)

〈労働基準監督機関〉

- ・1月から3月までの「集中取組期間」に監督指導を実施
- ・賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介
- ・公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省への通報制度

(以下については関係省庁の取組)

- ・価格転嫁円滑化に関する緊急実態調査の実施 (公正取引委員会)
- ・価格交渉・価格転嫁の実施状況の公表 (公正取引委員会・経済産業省)
- ・令和 5 年度「下請取引適正化推進月間」の実施 (公正取引委員会)
- ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施 (国土交通省) 等

5 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険料制度の見直しを検討すること。

(厚生労働省)

《年収の壁・支援強化パッケージ》（令和5年9月27日）

- ・キャリアアップ助成金による事業主支援
- ・社会保険適用促進手当の標準報酬適用除外
- ・配偶者手当見直しの促進

最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 昨年度の岩手県の最低賃金は、全国で最も低額な893円と決定された。この金額は、週40時間働いたとしても、月収約15万5000円に過ぎず、年収にして200万円にも満たないワーキングプアの水準にある。

さらに、近年の極端な円安やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により消費者物価の大幅な上昇が続いていることに照らすと、現在の最低賃金は、労働者の安定した生活を保障する水準には遠く及んでいない。

労働者の生活を守るためには、前年度の引上額39円を大幅に上回る最低賃金の引上げが必要である。

- 2 最低賃金の地域間格差もまた依然として大きく、岩手県の最低賃金は、最も高い東京都の時給1113円との間で220円もの差があり、この差額は、2022年度の218円よりも拡大している。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。このように、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金については、あえて地域別に金額を設定する合理性は乏しい。

また、最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、地域に労働力を確保するためにも、地域において都市部と同じ水準の最低賃金が確保されるべきである。

この点、昨年度、中央最低賃金審議会は、これまでの目安区分を、AないしDの4段階から、AないしCの3段階と改めた。しかし、当会が以前から指摘しているように、そもそも、地域毎に賃金目安を定めるという

目安制度自体を廃止しない限り、地域間格差の解消は望めない。目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

- 3 これらに併せて、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）のより積極的な運用により中小企業に対する公正な取引を確保するとともに、社会保険料の事業主負担部分の減免等の中小企業支援策を実効的に講じることが不可欠である。
- 4 労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差解消を図るべく、当会は、引き続き、中央最低賃金審議会と岩手地方最低賃金審議会に対し、最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、国に対し、全国一律最低賃金制度の実施及び中小企業への十分な支援策を求めるものである。

2024年6月24日

岩手弁護士会会長 前田 